

第1章 第3期北海道スポーツ推進計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

- 道では、平成25年度（2013年度）から5年間を計画期間とした「北海道スポーツ推進計画」、引き続き平成30年度（2018年度）から5年間を計画期間とした「第2期北海道スポーツ推進計画」を策定し、本道スポーツの振興に取り組んできました。
- これまで、道民の生活や社会経済活動へ打撃を与えた新型コロナウイルス感染症の発生や、東京・北京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催という大きな出来事を通じて、改めてスポーツの重要性やスポーツの持つ力を認識したところです。
- 本道は、豊かな自然環境を背景に、これまで国際舞台で活躍する選手を数多く輩出し、特にウィンタースポーツに強い北海道として、道内外に広く浸透しています。
- しかし、現在、人口の減少、少子高齢化の進展等に伴い、将来、スポーツ参画人口の減少や、本道のスポーツ競技水準の低下などが懸念されています。
- 令和4年（2022年）3月、国において、スポーツ立国を目指す重要な指針となる計画として、「第3期スポーツ基本計画」が策定されるとともに、道では、本道の特性を生かし、スポーツを通じて健康で豊かな生活の形成と魅力ある人づくりや地域づくりを推進するとともに、将来にわたる持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、「北海道スポーツ推進条例」が新たに公布・施行されました。
- スポーツを取り巻く環境や社会状況が大きく変動していく中であって、「スポーツの持つ力」を最大限活用し、「北海道の潜在力」を発揮しながら、本道のスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年度（2023年度）から5年間を計画期間とする「第3期北海道スポーツ推進計画」を策定することとしました。



2 計画の位置づけ

- この計画は、スポーツ基本法第10条及び北海道スポーツ推進条例第6条に基づき、北海道スポーツ推進審議会や地域スポーツ関係者からの意見聴取とともに、道内の経済、社会情勢の変化などを踏まえ、本道のスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

～スポーツ基本法第10条～

都道府県及び市町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条例に定めるところによりその長がスポーツに関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

～北海道スポーツ推進条例第6条～

知事は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき、スポーツの推進に関する計画（以下この条において「スポーツ推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、スポーツ推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、北海道スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。

- また、「北海道総合計画」が示す政策の方向性に沿って策定、推進する特定分野別計画です。
- 加えて、道では、平成30年（2018年）12月、SDGsのゴール等に照らした本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた目指す姿などを示した「北海道SDGsビジョン」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協力しながら、北海道全体でSDGsの推進を図ることとしており、「持続可能な開発目標（SDGs）」の全てのゴールの達成に資する計画です。

～持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）～

平成27年（2015年）9月に国連で採択された、先進国を含む令和12年（2030年）までの国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

- この計画は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間を計画期間とします。


4 推進体制

- 令和4年（2022年）7月に発足した「北海道スポーツみらい会議」と連携し、道民及びスポーツ団体その他の関係者と相互に協力しながら、オール北海道で推進することとします。

～北海道スポーツみらい会議～

北海道スポーツ推進条例がめざす、全ての道民が、スポーツを通じた健康で豊かな生活の形成と、魅力ある人づくりや地域づくりを推進するとともに、将来にわたる持続可能な社会の実現に向け、行政や教育機関、スポーツ団体、プロスポーツチーム、経済界その他関係者による協働の取組を推進するとともに、国際的、全国的な規模のスポーツの競技会及び合宿等の誘致と成功支援、レガシーの継承・発展にオール北海道で連携することを目的に、令和4年（2022年）7月に設立された。

また、同会議で、「北海道スポーツみらい憲章」が採択された。



北海道スポーツみらい憲章

（前文）

北海道は、夏は冷涼な気候、冬は良質な雪に恵まれるなど、スポーツをする者にとって好条件がそろっており、豊かな自然環境を生かし、これまで、国際的な規模のスポーツの競技会で活躍する選手を数多く輩出してきました。

その活躍する姿は、道民に夢と感動、そして、みらいへの希望を与え、スポーツへの関心を高めていきます。

また、北海道を本拠地として誕生したプロスポーツチームは地域に根ざし、地域とともに歩み、子どもから高齢者まで幅広い世代が試合を観戦し、ボランティアとしてチームを支えるなど、応援の輪が大きく広がっています。

こうした北海道の潜在力を生かし、様々な立場、背景、特性を有する人・団体があつまり、スポーツを「する、みる、ささげる」すばらしさを共有し、スポーツを通じた健康で豊かな生活の形成と魅力ある人づくりや地域づくりを推進するとともに、北海道スポーツのさらなる振興・発展をめざし、みらいへつなげていきます。

- 一 スポーツをする
スポーツを「する」ことを通じ、体を動かす楽しさや喜び、健康増進や生きがいを得、みんなにそれを伝えます。
- 二 スポーツをみる
スポーツを「みる」ことを通じ、選手の活躍する姿に感動と応援する楽しさを得、その熱戦と鍛錬の軌跡に惜しみない拍手と賞賛、励まし、感謝を贈ります。
- 三 スポーツをささげる
スポーツをささげることを通じ、共に喜び、達成感や一体感を得、人と人との絆や思いやる心を育みます。
- 四 スポーツをする
スポーツを「する」ことを通じ、様々な効果への理解を得、意欲や自主性を育みます。
- 五 スポーツにつながる
スポーツを「する」、「みる」、「ささげる」、「しる」が相互につながることを通じ、人と人とのつながりを得、北海道から世界へ、そして未来へつなげていきます。

令和四（二〇二二）年七月
北海道スポーツみらい会議

5 進捗管理

- 進捗状況については、毎年度、北海道スポーツ推進審議会に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。
- また、本計画については、経済、社会情勢の変化や国のスポーツ基本計画、北海道総合計画、北海道総合教育大綱をはじめとする関連計画を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。